

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、 ファミリー・サポート・センターの利用料無償化について

対象児童

新2号: 年少クラス以上（4月1日時点の年齢が3歳以上）で、保育の必要性がある子ども

新3号: 年少クラス未満（4月1日時点の年齢が3歳未満）で、保育の必要性があり、

市町村民税非課税世帯である子ども

※**利用前に必ず認定を受けてください。**

給付上限額（月額）

新2号: 40,300円を上限に実際に要した利用料を支給します。

新3号: 45,700円を上限に実際に要した利用料を支給します。

認可外保育施設等を複数利用している場合は、利用料の合計が上限額に達するまで支給されます。

利用料に限ります。（行事参加費、食材料費、通園送迎費等の実費徴収される費用は対象外です。）

※「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、一時預かり、病児保育、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を指します。

対象施設

市町村から「施設等利用給付の対象施設である確認」を受けた施設です。

支給方法

償還払いです。（施設へ一旦支払い、後日請求により払い戻しとなります。）

請求方法

以下の書類を提出してください。（施設が取りまとめる場合もあります。）

1. **【様式第2号】施設等利用費請求書（認可外保育施設等 償還払い用）**: ホームページ掲載。
2. **領収書兼提供証明書**: 施設が作成。

スケジュール

請求の受付は、**四半期（3か月）ごと**に行います。

	利用月	提出締切日	支給月
第1回	4月～6月	7月末日	8月下旬
第2回	7月～9月	10月末日	11月下旬
第3回	10月～12月	1月末日	2月下旬
第4回	1月～3月	4月20日	5月下旬

施設が取りまとめる場合、施設が指定する日までに施設へ提出してください。

提出先

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市こども部こども施設課（3階北エリア）
電話: 06-6992-1658 FAX: 06-6992-1400

詳しくは、
守口市ホームページを
ご覧ください。

